

“客観的”がキーワードです

6年前の4月から適用が始まった「役員給与の定期同額給与」の制度について、今年の4月に国税庁から役員給与を減額する場合の新たな判断基準が示されました。

■定期同額給与

定期同額給与とは、「会計期間開始の日から3月を経過する日までに役員給与の額の改定をする」というもので、特定の事情がなければそれ以外の時期における改定は税務上の否認項目とされています。

ただし、業績悪化の場合には限定的に減額改定できる事になっていました。

《業績悪化改定事由の具体例》

①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合

②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合

③業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定

され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

いずれも、対外的な要因から減額を強いられた場合で、既に業績が悪化等している場合に限られていました

そのため、「一時的な資金繰りの都合や単に業績目標に達しなかった」などの理由については、改定事由に含まれないこととされました。それは、“客観的でない”という理由でした。

■定期同額給与に該当しない場合

期中で改定した役員給与が定期同額給与に該当しないとされた場合にはどうなるのでしょうか。

《例1》3月決算法人

業績が上向いたので、10月から役員給与を月額50万円から80万円に増額した。

⇒増額した金額180万円（80万円－50万円）×6ヶ月）は法人税等の損金とならないため、税金計算の対象となります。

《例2》3月決算法人・株主総会5/31

資金繰りが窮屈になってきたので、10月から役員給与を80万円から50万円に減額した。

⇒減額後の金額を基礎とし、株主総会後の4ヶ月間分120万円（80万円－50万円）×4ヶ月）は法人税等の損金とならないため、税金計算の対象となります。

いずれの場合も、役員給与をもらった役員の給与所得には影響しないので、法人が黒字の場合には法人税と所得税のダブル課税となってしまいます。



■4月に追加された判断基準

前置きが長くなりましたが、今回追加された内容は次のとおりです。

《業績の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額》

売上の大半を占める主要な得意先が1回目の手形の不渡りを出したため、数ヵ月後には当社の売上が激減することが避けられない状況となった場合においても、業績悪化事由に該当するものと考えられる。（国税局Q&A要約）

今回の判断は、「現状ではまだ売上が減少しておらず、数値的指標が悪化してい

るとまでは言えないが、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況から今後著しく悪化することが不可避と認められる」という理由です。

やはり“客観的”が要件であることには変わりありませんが、資金繰りや経営状態が悪化した事実を待たずに対策をたてられるようになりました。

この例以外にも、「主力製品に瑕疵が判明し、多額の損害賠償金やリコール費用が避けられない場合」なども改定事由にあたりとされています。

いずれの場合においても、税務調査等で否認されないためには、判断をした状況や事情などとともにどのような改善策を講じたかなどの“客観的”な資料を揃えておく必要があります。

（文責：関内事業部 青野 俊彦）

東日本大震災ボランティアの現状

2011年3月11日の東日本大震災では、多くの尊い命が奪われました。被災から1年以上たった今もなお、多くの方々が困難な状況のなかで生活されています。

被災地では、全国から多くのボランティアが参加し、被災者や被災地の支援をしています。現在でもボランティアが必要な活動は引き続き多く、むしろ多様になってきているようです。

しかし、最近特に参加者が大きく減ってきているようです。月ごとに見ると昨年5月の夏場が最も多く、9月からは大きく減り、冬になってさらに減少しています。特に今年に入ってから、地域によってはボランティアセンターに登録して活動する人が一人もいないという日も出てきています。

ボランティア活動の初期段階では、災害ボランティアセンターを通じて被災家屋のがれき除去・清掃・泥だし・避難所での炊き出しなどの力仕事を中心とした活動が実施されてきました。その後、避難所から仮設住宅などに生活が移っていくなかで、被災地で求められるボランティア活動は、被災者の生活支援・安否確認・孤立防止などや、ふれあいの場やつながりを作り手助けするといった活動が必要になってきています。

また、必要とされている新たな作業として、産業の再生に向けた農業や漁業などの地場産業を支援する活動も出てきています。

私も今年の春に活動に参加しましたが、復興がまだまだ進んでいない被災地もあり、「どんな小さなことでもいいので復興の手伝いをして欲しい」と被災者の方たちが話していたのが印象的に残りました。被災地・被災者への支援には色々な方法があります。私たちは被災地のことを忘れずに、どんな方法でもいいので自分にできることをしていくことが必要だと思います。

(文責：関内事業部 小倉 光貴)



ロンドン五輪の経済効果は・・・

いよいよ今月27日より8月12日までの17日間にわたり、4年に一度のスポーツの祭典、ロンドンオリンピックが開催されます。ローマから運ばれた聖火も、5月20日からイギリス国内を70日かけて回り、先日イギリスに留学中の柔道の金メダリスト塚原真希さんが走者を務めた話題になっていました。日に日にイギリスではオリンピックムードが高まっていることでしょう。

今年イギリスでは、エリザベス女王即位60周年の祝賀式典も6月に行われ、英国皇室と親しい日本の天皇后両陛下も参加されました。1,000隻以上の船がテムズ川をパレードする記念式典なども立て続けに行われ、お祭り気分が続いています。



さて、ここでオリンピックの経済効果について考えてみようと思います。今までのオリンピックは、家族一緒にテレビで観戦するのに新しいテレビに買い替えてはと、テレビメーカー各社が競ってテレビを販売しましたが、今回は地デジ移行したばかりでその期待は出来ず、せめて録画機だけでもとPRする程度になりそうです。また、時差が8時間(ロンドンが正午の時は日本は午後8時)もある日本は距離的にも遠いので、現地での観戦ツアーも前回の北京に比べると多くは期待出来ません。このような状況から経済効果は、北京オリンピックの7割と経済界では見込んでいるようです。

ただし、この経済効果は日本選手の活躍次第で大きく変化すると考えられています。水泳の北島康介、入江陵介、女子サッカーなでしこジャパン、体操の内村航平、この他にもまだまだメダルを期待できる選手が沢山います。各選手が日ごろの練習成果を発揮して活躍することで、日本が盛り上がり日本代表チーム・選手のスポーツウェアや用品や販促グッズが売れるなど、試算以上の効果を出して欲しいと願います。

ただし、応援に熱中するあまり寝不足にならないように気をつけましょう。

(文責：小田原事業部 上田 操江)